

事件の部会への配点について

平成28年10月21日
東京都行政不服審査会部会長申合せ

※
東京都行政不服審査会運営規程第16条第1号に掲げる、新たに諮問された審査請求の事件を処理する担当部会の決定については、次のように定める。

- 1 事件が審査会に諮問された順に、第1部会から第4部会までに順次割り振ることを原則とする。
- 2 特定の部会に特定の分野が偏らないように割り振ることとする。

※これは申合せ時の引用条項で改正後の規程第17条第1号
(令和元年10月17日決定)に該当